

あなたは、正しく自転車にのっていますか？

～交通安全ワンポイントアドバイス～



奈良県警察



はじめに



自転車は、便利で手軽な乗り物として、通勤、通学、買い物、サイクリングと様々な場面で利用されています。

しかし、一部の自転車利用者が交通ルールやマナーを守らないために、歩行者や車などと衝突したり単独で転倒したりする交通事故が発生しています。「交通事故にあわない、おこさない」ためにも、交通ルールを、しっかりと「知る、守る」ことをお願いします。

それでは、自転車の交通ルールです！

でもその前に、自転車に乗車したら『車の仲間入り』です！

あなたは、次のような場面に心あたりはありませんか？



あっ!?

脇道から飛び出した自転車が自動車と事故に…

交差点は、自転車事故が発生する危険性が特に高い場所です。

一時停止標識の有無にかかわらず、交差点では必ず左右の安全確認しましょう。慣れた場所ほど、油断大敵！



「止まれ」の標識がある交差点では、自転車も必ず一時停止しなければなりません。(道路交通法第43条)

罰則…3月以下の懲役または5万円以下の罰金



わっ!?

自転車と歩行者がぶつかりそう！

歩道は、歩行者が通行する場所です。原則として、自転車は通行できませんが、以下の場合に限り、自転車も歩道を通行することができます。ただし、歩道の中央から「車道寄り」を徐行で通行しましょう！

道路標識があるとき

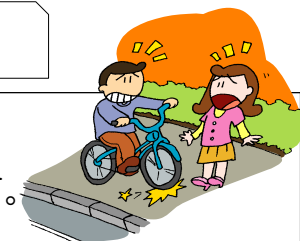


「普通自転車歩道通行可」

13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、体の不自由の人が運転するとき



道路工事、路上駐車などで車道の左側を通行することが困難なときなど



※ 徐行とは、直ちに停止できる速度

※普通自転車が歩道を通行することができる場合

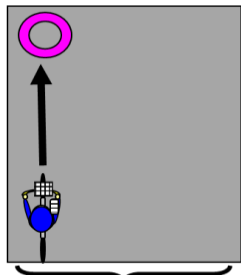
覚えてますか？

一体、自転車はどこを走ればいいのか…



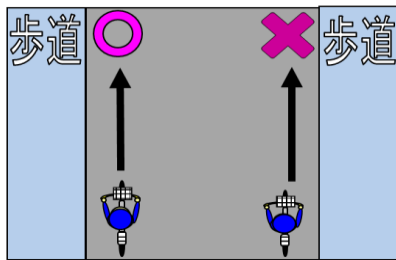
自転車は、車やバイクと同じ「車両」の仲間なので、車道の一番左側端を車やバイクと同じ向きで通行します。

〔道路(車道のみ)〕



車道

〔歩道のある道路〕



車道

- 車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では車道を通行しなければならない。
(道路交通法第17条第1項)
 - 車両は、道路(車道)の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない。
(道路交通法第17条第4項、第18条第1項)
- 罰則…3月以下の懲役または5万円以下の罰金

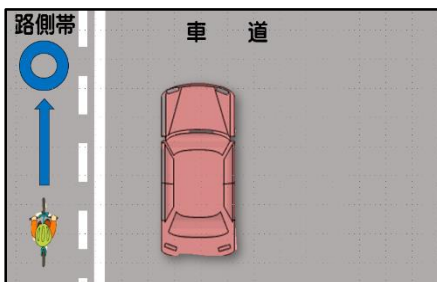
知ってますか？

路側帯って…なに？

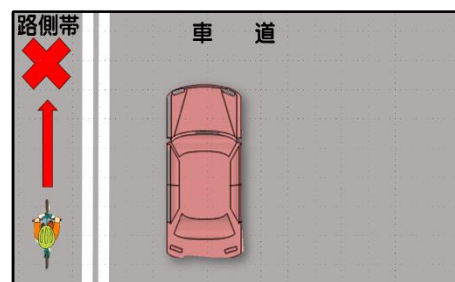
道路に、歩道がない場所で歩道の代わりに「路側帯」があるときは、その路側帯を通行することができます。ただし、路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないようにしなければいけません。路側帯には3種類あります。道路右側の路側帯や「歩行者用路側帯」(下の右図)は、通行することができません。



路側帯



路側帯



路側帯

路側帯

路側帯

路側帯

路側帯

路側帯

もしかして？

こんな乗り方していませんか…すべて違反！

並進の禁止

原則、「並進禁止」です。縦一列にならんで走行します。

(道路交通法第19条)

罰則…2万円以下の罰金又は料

並んで走っていると他の交通妨害です！



無灯火(ライト点灯！)

夜間は、ライトを必ず点灯すること。自分の存在をアピールすることが大切です。

(道路交通法第52条第1項前段)

罰則…5万円以下の罰金



ながら運転の禁止

(携帯電話使用、ヘッドホン使用、傘さし運転など)

ながら運転は、操作ミスや不注意な運転につながり、危険です！

(道路交通法第71条第6号)

(奈良県道路交通法施行細則)

罰則…5万円以下の罰金



2人乗りの禁止



自転車は、原則1人乗りです。2人で乗ればブレーキもハンドル操作も危険が伴います。

(道路交通法第55条第1項・法57条第2項)

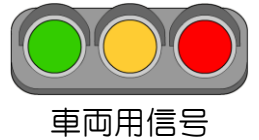
罰則…5万円以下の罰金・2万円以下の罰金又は料

※ タンDEM自転車や幼児を乗せる場合、例外があります。

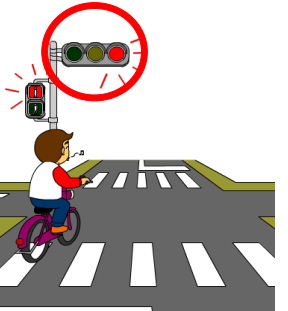
たしかに!

信号を守ることは、みんなが知っている基本的な交通ルール

車道を走るときは、原則、車両用の信号に従います。
信号の「青」の意味は、「直進・左折することができる」です。たとえ青信号でも 交差点では、安全確認をして、右左折する車などに注意します。



道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければなりません。(道路交通法第7条)
罰則…3月以下の懲役又は5万円以下の罰金など



横断歩道は自転車に乗ったまま渡っていいの?

横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、乗ったまま通行してはいけません。

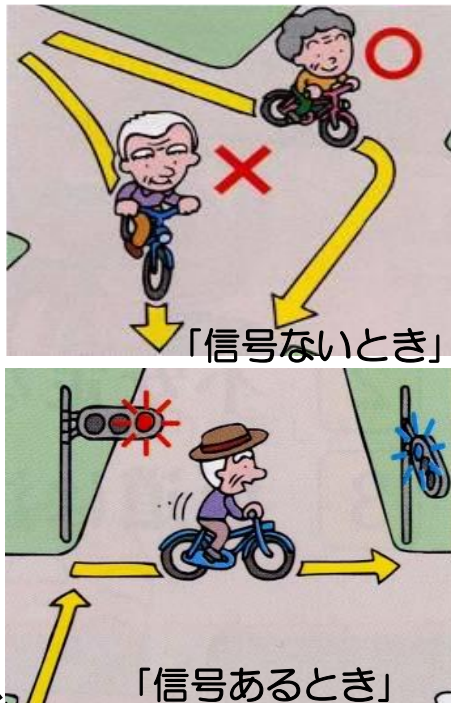


そうだよね!

交差点は事故が多い! 正しい通行方法を身につけよう

交差点の直進、左折は、車と同じ通行方法です。
右折は、信号のある交差点とない交差点とは、通行方法が異なります。

右折するとき



■ 交差点に入るとき、十分に速度を落として道路の左側端に寄って大回りに右折します。

■ 「二段階右折」です!

① 一段階目
対面する信号に合わせて交差点を直進。そこで止まって右に向きを変える。

② 二段階
対面する信号が「青」に変わってから直進。

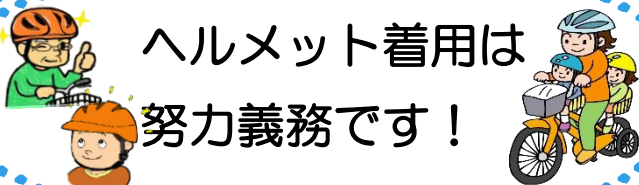
左折するとき

■ 交差点に入る事前に、道路の左側端に寄り、交差点に沿ってゆっくり曲がります。
横断歩行者に気をつけましょう。

二段階右折は、車両と大きく違う点です。しっかり守ってくださいね。



ヘルメット着用は努力義務です!



自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。





悪質な運転者には

自転車運転者講習の受講義務が！



3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返した人が対象！

信号無視や一時不停止など、所定の違反行為(危険行為)を繰り返して(3年以内に2回以上)行った自転車利用者は、「自転車運転者講習」を命じられます。



講習の対象になる違反行為(危険行為)ってなに？



- 信号無視
- 通行禁止道路(場所)の通行
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 歩道通行や車道の右側通行など
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断踏切への立ち入り
- 左方車優先妨害・優先道路車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道での歩行者妨害等
- 制動装置不備の自転車の運転

(ブレーキがない自転車やブレーキの効かない自転車を運転)

- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反
- 妨害運転

(交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)



受講命令に従わずに講習会を受けなかった場合

5万円以下の罰金！

- ・講習時間、3時間
- ・講習手数料6,000円

